

大切な命を火災から守るため・・・

立入検査へのご協力を

お願いいたします。



- ① 立入検査とは、防火対象物や危険物施設等に対して、建物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員が検査するものです。
(消防法第4条、消防法第16条の5)

消火器はすぐ
使える場所に
ありますね！



火災で停電になっ
ても誘導灯は点灯
しますね！



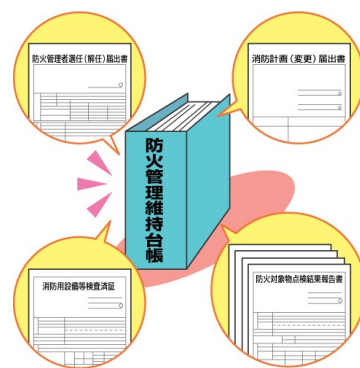
火災の時、防火戸が
閉まらないと、一気に
燃え広がりますよ。



② 立入検査の確認項目

- その1 消防関係書類(消防署への届出や申請した書類一式)
- その2 避難通路・避難口の確保状況
- その3 防火管理体制
- その4 消防用設備等の維持管理・点検状況など

その1



その2



その3



その4



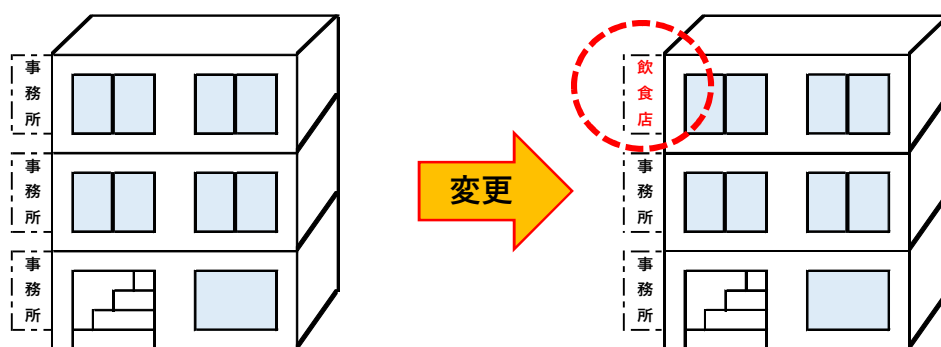
お問い合わせはこちら
予防課査察係TEL.024-923-1878

知らない間に**消防法違反**になることも…



建物の増築や改築、テナントの用途変更により、「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備」などが必要になる場合があります。知らない間に建物が消防法違反になっているかもしれません。

その1 屋内階段が1つの建物の地下または3階以上の階に多くの方が利用する飲食店や物販店が入居すれば、面積に関係なく自動火災報知設備が必要になる場合があります。



その2 2つある棟を渡り廊下や庇などで接続した場合、棟の延べ床面積が増え、自動火災報知設備や屋内消火栓設備が必要になる場合があります。



その3 建物の外気に面する開口部に格子を設置した場合、用途や延べ面積に変更がなくても、屋内消火栓設備が必要になる場合があります。



事前に消防署や建築部局へ相談をしましょう！！

※事前の相談

・増築、改築、用途変更を行う場合、最寄りの消防署や建築部局へ相談して下さい。（申請等が必要な場合があります）

※消防法に違反した場合

・私たちの生活や命を守る法律だからこそ、きちんとルールを守らなければなりません。

・故意でなくても消防法違反になれば、法律に基づいて、罰則を受ける場合があります。

（建物の利用者に危険を知らせる目的で標識（違反内容を明記）を出入口に設置・ウェブサイト掲載）